

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成27年6月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ビオチン治療患者の会
- 3 代表者の氏名
最上谷 智和子
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市桜小路38番地7 斎藤ビル3階
- 5 定款に記載された目的

この法人は、難治性の疾患と言われている掌蹠膿疱症、乾癬、重症アトピー性皮膚炎の患者と医療従事者に対して、ビオチンによる適切な治療方法の情報を発信して、この治療法の認知度を高めると共に、治療法の確立促進に寄与することを目的とする。